

平成30年度徳島県一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について

平成30年度一般会計の決算状況は第1表、平成30年度特別会計の決算状況は第2表のとおりです。

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計歳入決算額は479,943,274,766円であり、前年度に比べて2,780,802,530円、率にして0.6パーセントの増となっています。増額の主な内訳は、県債1,574,000,000円の増(前年度比増加率3.1%)、地方譲与税1,381,346,000円の増(同11.1%)となっており、これに対し減額は、地方交付税2,737,333,000円の減(前年度比減少率1.8%)、県税321,479,959円の減(同0.4%)となっています。

県税や諸収入、繰入金など自主財源の割合は44.3%(前年度44.2%)、県税や地方交付税など用途が特定されない一般財源の割合は55.3%(同55.8%)を占めています。

(資料1及び2参照)

(2) 歳出

一般会計歳出決算額は465,824,034,214円であり、前年度に比べて979,485,002円、率にして0.2パーセントの増となっています。増額の主な内訳は、土木費7,009,501,472円の増(前年度比増加率15.4%)、災害復旧費1,419,949,287円の増(同64.3%)、衛生費921,265,309円の増(同3.5%)となっており、これに対し減額は、公債費3,381,964,994円の減(前年度比減少率4.4%)、総務費2,148,814,126円の減(同6.4%)、民生費2,140,769,647円の減(同3.6%)となっています。

人件費や扶助費、公債費といった義務的経費は40.4%(前年度41.0%)を占めています。(資料3及び4参照)

(3) 実質収支

一般会計の収入済額と支出済額との差引額、すなわち形式収支は14,119,240,552円となっており、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源4,279,919,918円を差し引いた実質収支額は9,839,320,634円の黒字となっています。

2 特別会計

21の特別会計については、歳入決算額368,718,885,479円、歳出決算額357,677,182,268円であり、歳入歳出差引額11,041,703,211円から翌年度へ繰り越すべき財源57,831,210円を差し引いた実質収支額は10,983,872,001円の黒字となっています。

第1表 一般会計決算状況

① 歳入

款名	平成30年度		平成29年度		前年度比較	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減額 (A)-(B)	増減率
	円	%	円	%	円	%
01 県 税	78,112,904,918	16.2	78,434,384,877	16.4	△321,479,959	△0.4
02 地方消費税清算金	26,872,682,705	5.6	26,184,003,196	5.5	688,679,509	2.6
03 地方譲与税	13,878,827,000	2.9	12,497,481,000	2.6	1,381,346,000	11.1
04 地方特例交付金	239,499,000	0.1	184,509,000	0.1	54,990,000	29.8
05 地方交付税	146,451,815,000	30.5	149,189,148,000	31.2	△2,737,333,000	△1.8
06 交通安全対策特別交付金	225,732,000	0.1	248,341,000	0.1	△22,609,000	△9.1
07 分担金及び負担金	909,016,237	0.2	775,650,135	0.2	133,366,102	17.2
08 使用料及び手数料	5,854,314,634	1.2	5,903,447,404	1.2	△49,132,770	△0.8
09 国庫支出金	54,089,328,803	11.2	53,595,557,099	11.2	493,771,704	0.9
10 財産収入	994,215,217	0.2	752,843,475	0.2	241,371,742	32.1
11 寄附金	318,849,945	0.1	100,927,559	0.1	217,922,386	215.9
12 繰入金	70,937,329,821	14.9	69,020,975,190	14.5	1,916,354,631	2.8
13 繰越金	12,317,923,024	2.5	13,138,764,923	2.7	△820,841,899	△6.2
14 諸収入	16,376,836,462	3.4	16,346,439,378	3.4	30,397,084	0.2
15 県債	52,364,000,000	10.9	50,790,000,000	10.6	1,574,000,000	3.1
合計	479,943,274,766	100.0	477,162,472,236	100.0	2,780,802,530	0.6

主な増額理由

- ・県債については、道路橋りょう費債、河川海岸費債などの増によるものです。
- ・地方譲与税については、原資となる地方法人特別税の増による地方法人特別譲与税の増などによるものです。

主な減額理由

- ・地方交付税については、普通交付税が基準財政需要額の減少に伴い減となったことによるものです。
- ・県税については、個人県民税(配当割, 株式等譲渡所得割), 地方消費税(譲渡割)などの減によるものです。

② 歳 出

款 名	平成 30 年度		平成 29 年度		前年度比較	
	決 算 額 (A)	構成比	決 算 額 (B)	構成比	増 減 額 (A)-(B)	増減率
	円	%	円	%	円	%
01 議 会 費	970,071,363	0.2	966,486,029	0.2	3,585,334	0.4
02 総 務 費	31,330,044,128	6.7	33,478,858,254	7.2	△2,148,814,126	△6.4
03 民 生 費	57,432,709,520	12.3	59,573,479,167	12.8	△2,140,769,647	△3.6
04 衛 生 費	27,601,224,263	5.9	26,679,958,954	5.7	921,265,309	3.5
05 労 働 費	4,338,614,073	0.9	4,603,577,389	1.0	△264,963,316	△5.8
06 農 林 水 産 業 費	29,342,546,189	6.3	29,372,595,765	6.3	△30,049,576	△0.1
07 商 工 費	54,865,097,803	11.8	54,640,078,895	11.8	225,018,908	0.4
08 土 木 費	52,523,261,141	11.3	45,513,759,669	9.8	7,009,501,472	15.4
09 警 察 費	21,392,471,884	4.6	21,369,806,732	4.6	22,665,152	0.1
10 教 育 費	81,476,052,374	17.5	82,513,447,861	17.7	△1,037,395,487	△1.3
11 災 害 復 旧 費	3,629,583,621	0.8	2,209,634,334	0.5	1,419,949,287	64.3
12 公 債 費	72,700,440,698	15.6	76,082,405,692	16.4	△3,381,964,994	△4.4
13 諸 支 出 金	28,221,917,157	6.1	27,840,460,471	6.0	381,456,686	1.4
合 計	465,824,034,214	100.0	464,844,549,212	100.0	979,485,002	0.2

主な増額理由

- ・土木費については、緊急地方道路整備事業費、床上浸水対策特別緊急事業費などの増によるものです。
- ・災害復旧費については、河川等施設災害復旧費などの増によるものです。
- ・衛生費については、地域医療介護総合確保基金事業費などの増によるものです。

主な減額理由

- ・公債費については、既発債の償還の減によるものです。
- ・総務費については、航空消防防災体制運営費などの減によるものです。
- ・民生費については、国民健康保険財政安定化基金積立金などの減によるものです。

③ 実質収支

(単位:円)

	平成30年度	平成29年度	前年度比較
歳入決算額 A	479,943,274,766	477,162,472,236	2,780,802,530
歳出決算額 B	465,824,034,214	464,844,549,212	979,485,002
歳入歳出差引額 C=A-B	14,119,240,552	12,317,923,024	1,801,317,528
翌年度繰越額	39,571,352,050	29,624,574,261	9,946,777,789
翌年度へ繰り越すべき財源 D	4,279,919,918	3,656,509,722	623,410,196
実質収支額 C-D	9,839,320,634	8,661,413,302	1,177,907,332

一般会計歳入歳出決算額の推移

年 度	予算現額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳入決算額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳出決算額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳入歳出差引額 (千円)
12	686,575,554	0.9	637,188,496	1.7	611,737,139	1.2	25,451,357
13	676,413,163	△ 1.5	616,348,321	△ 3.3	595,312,853	△ 2.7	21,035,468
14	627,217,897	△ 7.3	587,299,535	△ 4.7	570,170,872	△ 4.2	17,128,663
15	581,358,974	△ 7.3	554,625,604	△ 5.6	538,725,581	△ 5.5	15,900,023
16	575,687,182	△ 1.0	539,762,825	△ 2.7	522,304,253	△ 3.0	17,458,572
17	563,806,450	△ 2.1	533,813,272	△ 1.1	513,268,160	△ 1.7	20,545,112
18	540,723,391	△ 4.1	513,507,931	△ 3.8	501,978,129	△ 2.2	11,529,802
19	497,251,645	△ 8.0	480,565,715	△ 6.4	468,137,080	△ 6.7	12,428,635
20	483,644,481	△ 2.7	458,365,532	△ 4.6	452,066,612	△ 3.4	6,298,920
21	524,356,273	8.4	490,105,138	6.9	479,278,396	6.0	10,826,742
22	509,241,682	△ 2.9	486,797,697	△ 0.7	469,183,529	△ 2.1	17,614,168
23	504,655,835	△ 0.9	477,500,683	△ 1.9	466,174,921	△ 0.6	11,325,762
24	519,315,226	2.9	472,132,543	△ 1.1	457,947,074	△ 1.8	14,185,469
25	537,851,850	3.6	500,961,111	6.1	479,805,459	4.8	21,155,652
26	531,038,370	△ 1.3	498,629,266	△ 0.5	478,556,462	△ 0.3	20,072,804
27	519,544,992	△ 2.2	488,445,908	△ 2.0	475,108,277	△ 0.7	13,337,631
28	512,649,317	△ 1.3	475,143,032	△ 2.7	462,004,267	△ 2.8	13,138,765
29	513,112,108	0.1	477,162,472	0.4	464,844,549	0.6	12,317,923
30	527,545,512	2.8	479,943,275	0.6	465,824,034	0.2	14,119,241

第2表 特別会計決算状況

(単位：円)

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	実質収支額
用 度 事 業 特 別 会 計	1,520,698,456	1,052,744,541	467,953,915	467,953,915
証 紙 収 入 特 別 会 計	3,494,421,062	2,741,676,940	752,744,122	752,744,122
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	325,897,043	98,778,039	227,119,004	227,119,004
農業改良資金貸付金特別会計	24,759,438	4,256,502	20,502,936	20,502,936
県有林県行造林事業特別会計	232,593,084	232,064,711	528,373	528,373
中小企業近代化資金貸付金特別会計	2,634,073,579	143,420,377	2,490,653,202	2,490,653,202
中小企業・雇用対策事業特別会計	111,598,190,156	111,399,999,920	198,190,236	198,190,236
港湾等整備事業特別会計	4,329,915,471	4,028,109,317	301,806,154	285,806,154
徳島ビル管理事業特別会計	303,411,193	45,989,660	257,421,533	257,421,533
県営住宅敷金等管理特別会計	257,854,708	15,979,585	241,875,123	241,875,123
公用地公共用地取得事業特別会計	4,798,055,155	4,522,344,635	275,710,520	233,879,310
奨 学 金 貸 付 金 特 別 会 計	585,376,788	238,342,860	347,033,928	347,033,928
都市用水水源費負担金特別会計	238,760,593	238,759,855	738	738
市町村振興資金貸付金特別会計	5,288,697,797	1,371,627,793	3,917,070,004	3,917,070,004
流域下水道事業特別会計	981,533,590	980,512,605	1,020,985	1,020,985
公 債 管 理 特 別 会 計	127,346,132,512	127,346,132,512	0	0
給 与 集 中 管 理 特 別 会 計	30,936,144,978	30,936,144,978	0	0
林業改善資金貸付金特別会計	274,416,345	109,650	274,306,695	274,306,695
沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	276,182,049	725,774	275,456,275	275,456,275
国民健康保険事業特別会計	72,835,771,482	71,843,462,014	992,309,468	992,309,468
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 資金貸付金特別会計	436,000,000	436,000,000	0	0
合 計	368,718,885,479	357,677,182,268	11,041,703,211	10,983,872,001

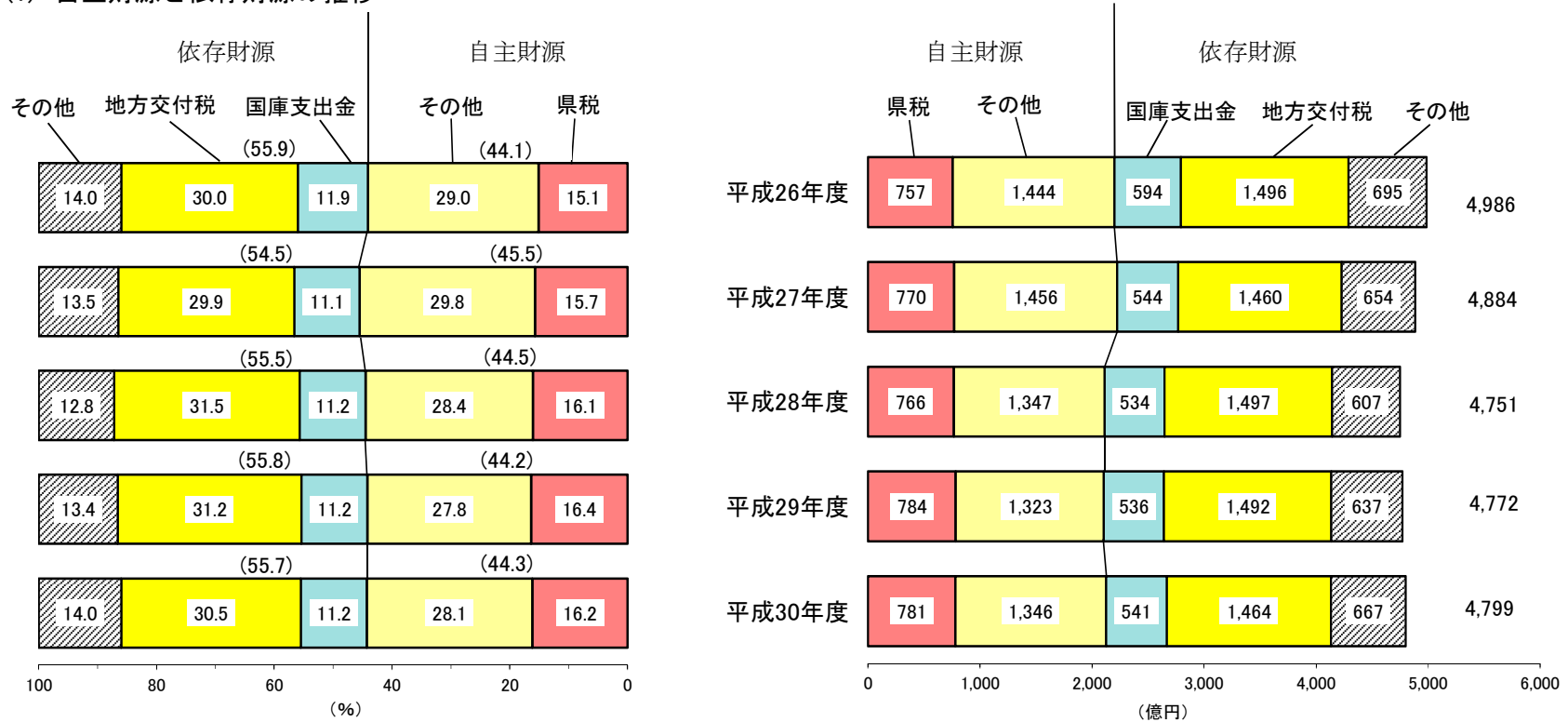
(単位：円)

歳 入 歳 出 差 引 額	11,041,703,211
翌 年 度 繰 越 額	962,831,210
翌年度へ繰り越すべき財源	57,831,210
実 質 収 支 額	10,983,872,001

資料 2

最近 5 箇年間の一般会計歳入決算額比較表（財源別構成比の推移）

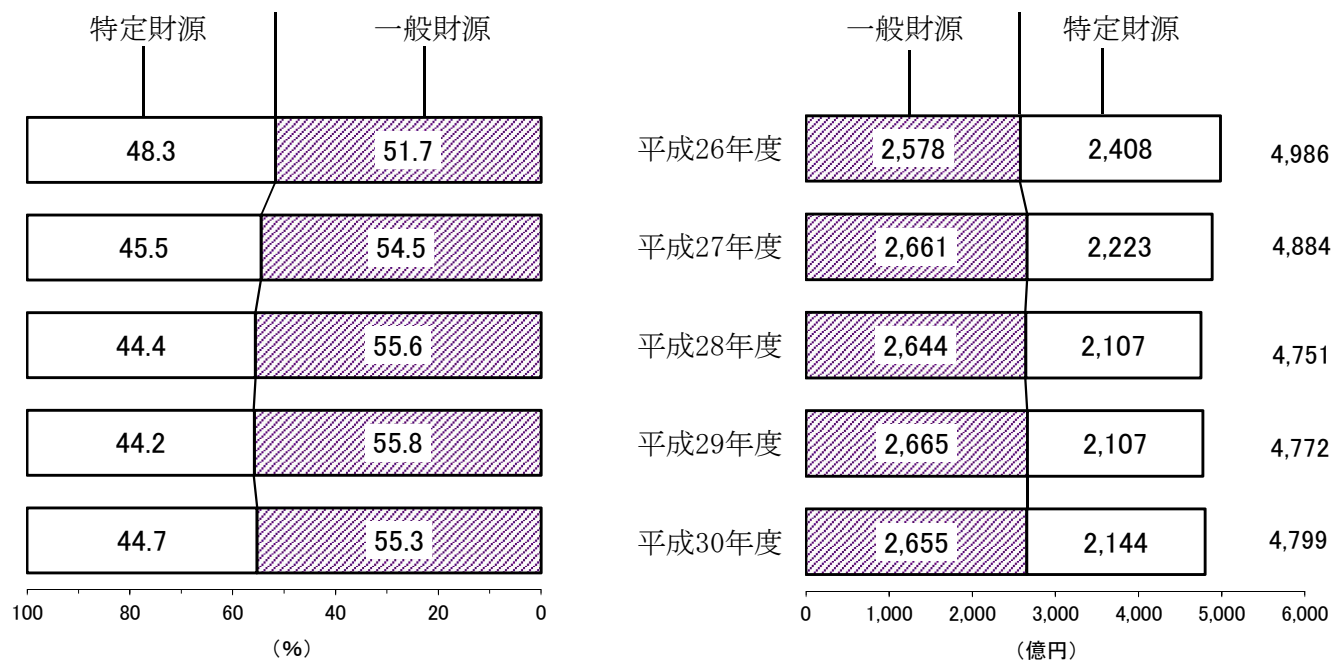
(1) 自主財源と依存財源の推移



(注) ()は、依存財源、自主財源のそれぞれの構成比の合計である。

1 自主財源の「その他」	2 依存財源の「その他」
地方消費税清算金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 財産収入 寄附金 繰入金 繰越金 諸収入	県債 地方譲与税 地方特例交付金 交通安全対策特別交付金

(2) 一般財源と特定財源の推移

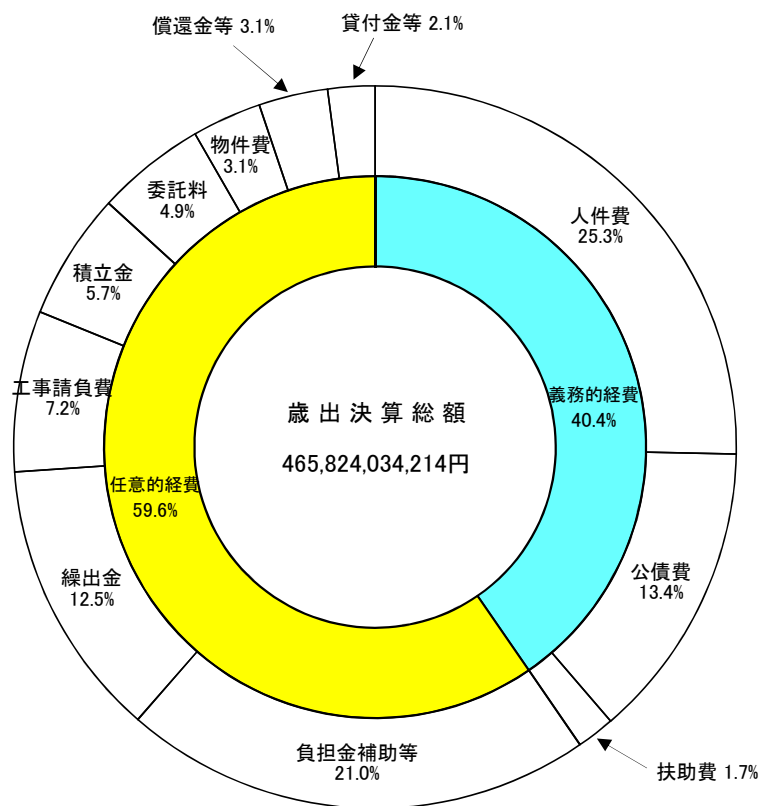


1 一般財源	2 特定財源	
県税	交通安全対策特別交付金	寄附金
地方消費税清算金	分担金及び負担金	繰入金
地方譲与税	使用料及び手数料	繰越金
地方特例交付金	国庫支出金	諸収入
地方交付税	財産収入	県債

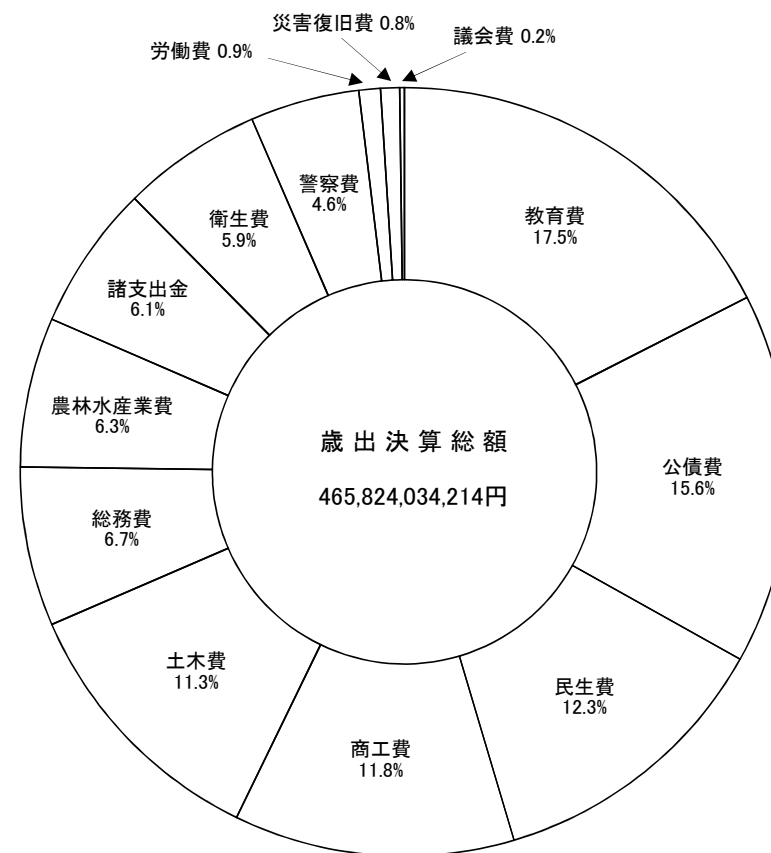
資料 3

一般会計歳出決算分析グラフ

(性質別)



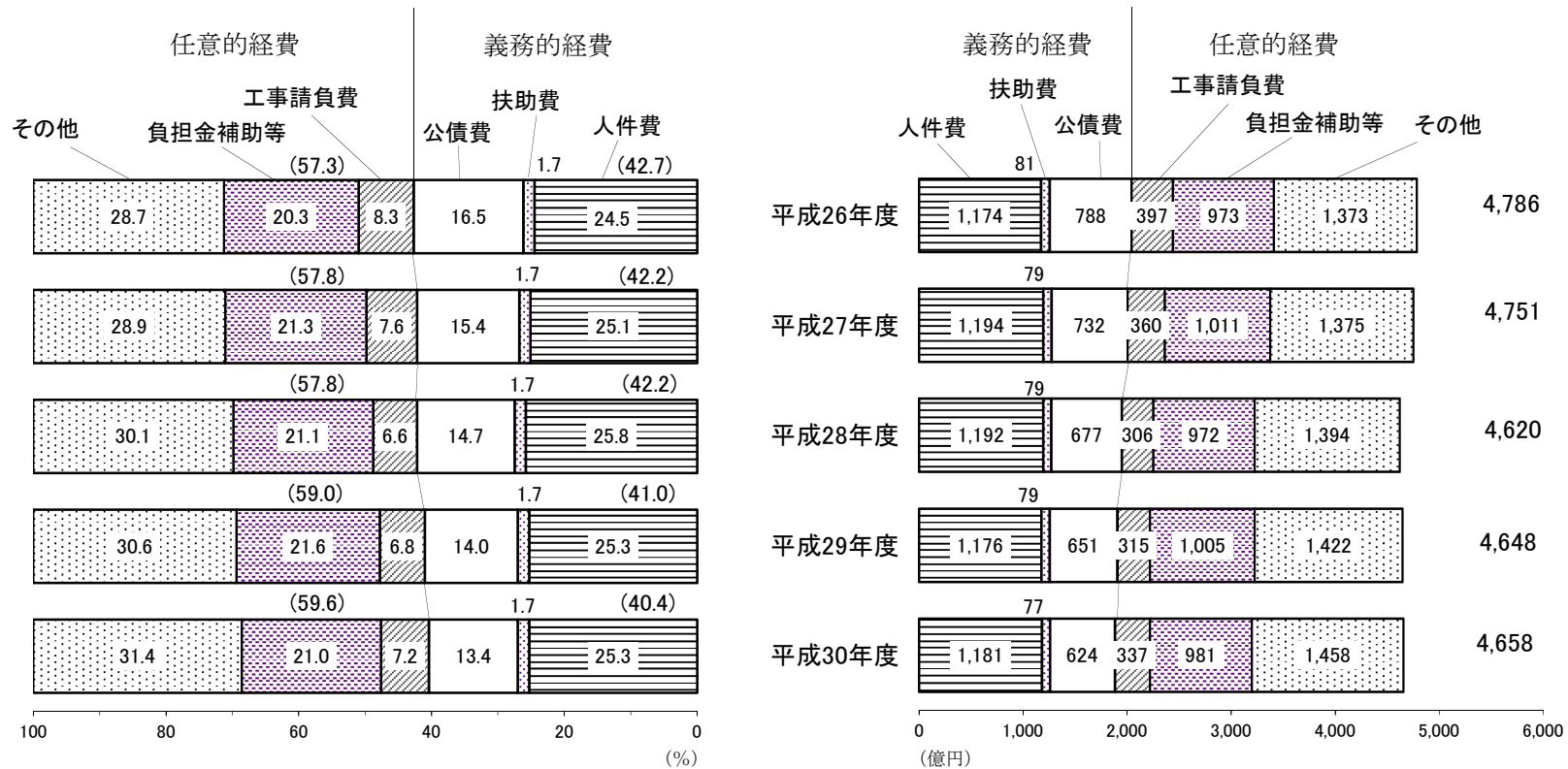
(目的別)



(注) 性質別のグラフにおいて、公債費は公債諸費等を除く。

資料 4

最近5箇年間の一般会計歳出決算額比較表（性質別構成比の推移）



(注1) () は、任意の経費，義務的経費のそれぞれの構成比の合計である。
 (注2) 公債費は、公債諸費等を除く。

決算用語解説

1 「一般会計」とは

県の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、地方交付税や県税などを主な財源として、道路、河川、住宅、学校等の建設をはじめ、社会福祉、保健衛生、環境保全、労働福祉の充実、産業・教育・文化の振興、警察など事務事業の大部分を経理する会計です。

2 「特別会計」とは

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計をいい、経理の適正を図るため、条例に基づいて設置しているものです。

平成30年度の特別会計の数は、21会計となっています。

3 「予算現額」とは

予算現額とは、当初予算を基礎に、補正予算を差引増減した予算額に、前年度繰越事業費繰越額を加えた最終の予算額をいいます。

決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない（地方自治法施行令第166条）こととなっていますが、この歳入歳出予算が予算現額です。

4 「収入済額」とは

調定された金額のうち、現実に収入された金額の合計額のことです。

歳入を収入する場合には、歳入徴収権者（知事の委任を受けた課長又は麻長）が、その歳入の内容を調査して、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限等を具体的に調査決定する県の内部意思決定行為である調定が必要です。

納入義務者には、調定に基づき納入通知書が送付されることとなります。

5 「支出済額」とは

歳出予算の執行により、現実に支出した金額の累計額のことです。

6 「歳入歳出差引額」とは

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額は、地方自治法に基づき、歳計剰余金として翌年度の「繰越金」収入となります。

「歳計剰余金」、「形式収支」と同義語です。

7 「翌年度へ繰り越すべき財源」とは

翌年度繰越の歳出予算の経費については、その経費に充てるために必要な金額（財源）を、必ず翌年度に繰り越さなければなりません。翌年度繰越額のうち平成30年度において既に収入済となっており、繰越事業費の財源として使用することが確定している額をいいます。

8 「**実質収支額**」とは

歳入歳出差引額（形式収支）から、「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額が「歳計剰余金」であるのに対し、実質収支額は「純剰余金」ともいいます。純剰余金は、翌年度の一般財源として、いかなる歳出予算の財源に充当しても差し支えありません。

$$\text{「実質収支額」} = \text{「歳入歳出差引額」} - \text{「翌年度へ繰り越すべき財源」}$$

9 「**自主財源**」とは

県が自主的に収入できる財源をいいます。

自主財源がどれくらいあるかは、行政活動の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となります。

10 「**依存財源**」とは

国にその調達を依存する財源であり、国の意思により、定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。

11 「**一般財源**」とは

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。

12 「**特定財源**」とは

財源の用途が特定されているものをいいます。

13 「**義務的経費**」とは

県の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費で、極めて硬直性の強い経費です。次の三項目がこれに当たります。

人件費

扶助費（社会保障制度の一環として、生活保護法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費等）

公債費（県債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額）

14 「**任意的経費**」とは

県が任意に支出することができる経費で、義務的経費以外は一切の経費をいいます。

15 「**県債**」とは

県が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。